

社援発 0116 第 5 号  
令和 6 年 1 月 16 日

各 都道府県知事 殿  
市区町村長

厚生労働省社会・援護局長  
( 公 印 省 略 )

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件について（援護行政関係）

今般、令和 6 年能登半島地震による災害が、令和 6 年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和 6 年政令第 5 号。別添 1）により、特定非常災害として指定され、被災者の行政上の権利利益の満了日が令和 6 年 6 月 30 日とされたことを受け、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件（令和 6 年厚生労働省告示第 7 号。別添 2）が告示された。

この告示中、援護行政の関係法令に係る事項は下記のとおりであるので、御上知の上、適切な対応方御配慮願いたい。

## 記

### 1 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法関係

- (1) 令和 6 年 4 月 1 日までとされている戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和 41 年法律第 109 号）第 3 条第 2 項に規定する特別給付金の請求について、請求者が令和 6 年能登半島地震に際して、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）に居住地を有している場合には、請求期限を令和 6 年 6 月 30 日まで延長すること。
- (2) 今般の措置は、上記（1）以外の特別給付金の請求期限については、変更がないこと。

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律関係

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号）第13条第1項の規定に基づく自立支度金の支給の申請について、その申請は本邦に上陸後1年以内に行わなければならないとされているが、令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に申請期間が満了する中国残留邦人等が特定被災区域内に居住地を有している場合には、申請期間を令和6年6月30日まで延長すること。